

議案第 22 号

松阪市地域集会所条例の一部改正について

松阪市地域集会所条例（平成 17 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市地域集会所条例の一部を改正する条例

松阪市地域集会所条例（平成 17 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表津本集会所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。